

船舶事故調査報告書

平成25年6月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵男（部会長）
 委員 庄司 邦昭
 委員 根本 美奈

事故種類	転覆
発生日時	平成25年4月8日（月） 13時30分ごろ
発生場所	長崎県新上五島町有川港南東部の赤埼北西方沖 新上五島町所在の平串埼 ^{ひらくしきま} 灯台から真方位078° 1,000m付近 （概位 北緯32° 59.5′ 東経129° 07.5′）
事故調査の経過	平成25年4月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート 烏 ^う 凧丸、0.3トン NS3-604804（漁船登録番号）、個人所有 4.45m (Lr) × 1.15m × 0.65m、FRP ガソリン機関（船外機）、60（30×2）kW（動力漁船登録票による）、昭和62年12月22日
乗組員等に関する情報	船長 男性 31歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年8月13日 免許証交付日 平成20年10月15日 （平成26年8月16日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	両舷及び船尾のブルワークが割損、船外機カバーが割損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣りのため、平成25年4月8日09時ごろ有川港の定係地を出港し、同港北東方沖の釣り場に向けて北東進中、船長が、有川港北方沖の海面を見たところ、うねりが高そうであったことから、港内で釣りをすることとし、赤埼北北東方沖で漂泊して釣りを始めた。 本船は、赤埼北西方沖の浅瀬（以下「本件浅瀬」という。）北方において、船首を南南西方に向けて漂泊中、船長が、13時ごろ釣りを終えて釣り道具の後片付けを行ったのち、甲板を海水で洗い流していたところ、船尾方から「ザー」という音を聞き、船尾方を振り向いたとき、突然、船尾方からの‘波高約3mの波’（以下「本件磯波」という。）に船尾が持ち上げられ、13時30分ごろ一気に船首方へ転覆した。

	<p>船長は、転覆する直前、海に飛び込み、自力で本件浅瀬に泳ぎ着いた。</p> <p>本船は、その後、風と波により、本件浅瀬に転覆した状態で打ち上げられた。</p> <p>船長は、本件浅瀬で救助を求めているところを地元住民によって発見され、地元住民から警察署に通報されたのち、警察署からの通報を受けた海上保安部が水難救済会所属の船舶に救助を要請し、16時24分ごろ同船舶に救助された。</p> <p>本船は、4月14日船長の知人の船で有川港にえい航されたのち、定係地の近くに陸揚げされた。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風速 約4～5m/s、視界 良好</p> <p>海象：うねり 波向 北北東、波高 約1m、潮汐 低潮時</p> <p>上五島地方に波浪注意報発表中</p>
その他の事項	<p>本船は、操舵室等の甲板上の構造物がない小型船舶であった。</p> <p>船長は、本事故の前年の冬ごろから、有川湾入口の新上五島町野案^{のあん}中島付近へ本船で月に1～2回釣りに出掛けていたが、本件浅瀬付近で釣りをしたのは初めてであった。</p> <p>海図W223によれば、本件浅瀬付近は、2m等深線の内側であり、水深が浅い海域である。</p> <p>気象庁のホームページによれば、うねりは、水深が浅くなっている海岸付近では、海底の影響を受けやすく、風浪よりも波高が高くなりやすい性質を持っているので、沖から来たうねりが急激に高くなることがある。</p> <p>船長は、北寄りの風するとき、本件浅瀬付近で発生している波高2～3mの波を見たことがあり、本件浅瀬付近では高波高の波が発生しやすいことを認識していた。</p> <p>船長は、赤埼北北東方沖の水深約5～6mのところ釣りを始め、本船の船首を南南西方に向けて漂泊している間、船尾方から風と波を受けていたが、風速と波高が変わらなかったため、波の高さや船位の変化を気に掛けておらず、転覆後に周囲を見たとき、本船が本件浅瀬の近くまで流されていたことが分かった。</p> <p>船長は、本件浅瀬で救助を求めている間、波高約3mの波の発生を数回見掛けた。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、防水型の携帯電話を所有していたが、本事故当時、携行していなかった。</p>
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、有川港の赤埼北西方沖の本件浅瀬北方において漂泊中、船尾方からの本件磯波を受けたことから、転覆したものと考えられる。</p> <p>本件磯波は、沖からのうねりが水深の浅い海域で波高が高くなって発生した可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、本船の船首を南南西方に向けて漂泊中、船位の変化を気に掛けていなかったことから、本船が本件浅瀬の近くまで流されていたことに気付かなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、有川港の赤埼北西方沖の本件浅瀬北方において漂泊中、船尾方からの本件磯波を受けたため、転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漂泊中は、風と波による船位の変化に注意すること。 ・ 水深が浅い海域では、沖からのうねりの波高が高くなることがあるので、波の状況に注意すること。 ・ 緊急時に救助要請ができるよう、防水型の携帯電話を常時携帯することが望ましい。